

議案第百五号

港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十一月二十七日

提出者 港区長 清 家 愛

港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

港区常勤の監査委員の給与等に関する条例（令和四年港区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七十五万四千二百円」を「七十六万千円」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の港区常勤の監査委員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、常勤の監査委員の給料の額を改定するため、本案を提出いたします。